朝日大学大学院経営学研究科修士課程は、厚生労働省の教育訓練給付制度の講座に指定されています。
この制度の利用を希望する場合は、受給資格および以下の「明示書」で概要を確認してください。
教育訓練給付制度の受給資格、その他本制度に関する情報は、以下厚生労働省のホームページを参照してください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	朝日大学大学院　経営学研究科　修士課程			
実施方法	① 通学（ 昼間 ・ 夜間 ・ 土日 ）　② 通信　スクーリング（回数　　回）			
指定講座番号	2 1 0 8 8 — 1 8 1 0 0 2 — 5			
講座の創設年月日 平成 7 年 4 月 1 日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和6年3月31日まで	過去一年の講座実績（令和元年度実績）	入講者数（累積）（　人）	修了者数　（ 3 人）
訓練期間	24 ヶ月		総訓練時間	450 時間

1. 教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	修士（経営学）
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	朝日大学大学院
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	〔到達目標〕 主専攻科目分野についての高い学識及び応用力並びに基礎的研究能力を身に付けること。 〔修士課程の修了の要件〕 本課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文（特定の課題についての研究成果を含む。）を提出してその審査及び最終試験に合格すること。
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	公立・私立高等学校教員、私立大学教員・職員、医療機関の職員、税理士事務所・会計事務所、公務員（県庁・市役所など）、各種関連団体職員、情報・通信サービス業、各種製造業、物流サービス業などの民間企業等多岐にわたっている。

2. 教育訓練の内容

教科　（カリキュラム）	時間	使用教材名
基本科目群で3科目（6単位）必修	90	朝日大学ホームページ 大学院経営学研究科履修要覧 参照 http://gakuji2.asahi-u.ac.jp/keieiken/syllabus/keieiken_syllabus.pdf
基礎科目群で3科目（6単位）以上選択必修	90	
応用科目群で5科目（10単位）以上選択	150	
プロジェクト研究科目群または個別研究指導科目群から4科目（8単位）必修	120	

3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）

①受講するに当たって必要な実務経験等	経営学分野に関する基礎学力又は相当の経歴・経験を有する者
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	学校教育法第102条に規定する大学院へ入学することができる者
③その他	

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

4.　教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1)資格取得状況

①　令和4年度内の受講修了者数	1　人			
②　①のうち目標資格の受験者数	1　人	受験率(②/①)	100.0	%
③　②のうち合格者数	1　人	合格率(③/②)	100.0	%
④　上記②･③の回答者数	1　人			

(2)受講修了者による講座の評価等

①　回答者総数		1　人	
②　受講開始時の就業状況等	1　正社員	0　人	②A:就業者計
	2　非正社員、派遣社員	0　人	
	3　その他の就業(自営業等)	0　人	1人
	4　非就業	0　人	②B:非就業者計
③　就業中の受講者による講座の評価	1　処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0　人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)
	2　配置転換等により希望の業務に従事できる	0　人	
	3　社内外の評価が高まる	0　人	
	4　円滑な転職に役立つ	0　人	
	5　趣味･教養に役立つ	0　人	
	6　その他の効果	0　人	
	7　特に効果はない	0　人	0人
④　就業していない受講者による講座の評価	1　早期に就職できる	0　人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2　希望の職種･業界で就職できる	1　人	
	3　より良い条件(賃金等)で就職できる	0　人	
	4　趣味･教養に役立つ	0　人	
	5　その他の効果	0　人	
	6　特に効果はない	0　人	1人
⑤　受講者の就業状況	1　受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	1　人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2　受講修了後3～6か月以内に就職した	0　人	
	3　受講修了後6～12か月以内に就職した	0　人	
	4　就職していない	0　人	1人
⑥　講座の全体評価	1　大変満足	1　人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)
	2　おおむね満足	0　人	
	3　どちらとも言えない	0　人	1人
	4　やや不満	0　人	
	5　大いに不満	0　人	

5.　教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能･知識のレベル到達度の把握･測定方法	授業科目の構成単位が完了する学期末に一定の期間を設けて試験を行う。 試験の方法は、筆記、口述、論文、研究報告等とし、授業担当教員が定める。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間･回数	

6.　修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

〔修士課程の修了の要件〕
本課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文(特定の課題についての研究成果を含む。)を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

7.　受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法	
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	社会人学生の事情に合わせて、主専攻科目の指導教員が中心となり、個別指導(補講やメールを利用した補完指導等)を行い、随時質問を受け付け、希望に応じた個別指導を行っている。
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	公務員試験、資格取得試験についてのガイダンス等を実施している。

8.　その他の事項		
指定教育訓練実施者名及び代表者名	朝日大学大学院経営学研究科 (代表者名　:　研究科長　板谷雄二　　)	
住所及び連絡先	岐阜県瑞穂市穂積1851	TEL 058-329-1077
施設名称及び施設長名	朝日大学大学院経営学研究科	(施設長　:　学長　大友克之　)
住所及び連絡先	岐阜県瑞穂市穂積1851	TEL 058-329-1079
給付制度担当部署・者	朝日大学学事第二部学事二課	(担当者:学事第二部長　野村成光　)
連絡先	TEL　058-329-1078	

一般教育訓練経費			
支払い方法 ①一括払 ②分割払 ③両方可能	1.　一般教育訓練給付金の対象となる経費　(①＋②)		800,000　円
	①入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		200,000　円
	②受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		600,000　円 (うち、必須教材費　0　円)
	2.　一般教育訓練給付金の対象外となる経費　(①＋②＋③＋④)		157,500　円
	①　副読本代(税込額)		0　円
	②　実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		0　円
	③　施設維持費(税込額)		150,000　円
	④　その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額)		7,500　円
	3.　総額　(1＋2)(税込額)		957,500　円

〔特記事項〕

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

（１）一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大１年分）に限られます。

（２）受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

（３）<u>現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。</u>

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

（４）一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。